

みやぎ観光創造県民条例の概要

前文に関する事項

1 前文

- ・ 観光は訪れる人々との交流や相互理解を通し、平和な社会の構築に貢献するとともに、郷土の歴史、文化等へ理解を深め、人々の生活に生きがいや安らぎをもたらします。
- ・ また、観光は、経済的にも関連産業の裾野が広い総合産業であり、交流人口の増加等によって産業や雇用が創出され地域経済が活性化することなどから、本県にとって大きな可能性をもたらすリーディング産業としても期待されています。
- ・ しかし、本県における観光の現状は、立地の優位性や豊富な地域資源を生かし切れていないなど、課題への対応が求められています。

そのため

- ・ 観光産業の支援強化と魅力あふれる観光地の形成を積極的に進め、観光を起点に、県民の誰もが郷土に誇りと愛着を持ち、住み慣れたところで豊かな生活が享受でき、活力のみなぎる地域の将来象を造り上げていかなければなりません。

そこで

- ・ 県民一人ひとりが観光振興への参加と協働を通じて、住んで良かった、訪れて良かったと心から思えるような潤いと安らぎ、そして、おもてなしの心に満ちた魅力あふれる観光の創造を推進します。

これにより

観光王国みやぎの実現を図ります。

総則に関する事項

2 目的（第一条関係）

- ① 観光王国みやぎの実現のための基本理念を定め、県の責務、県民、観光事業者及び観光関係団体の役割等を明らかにします。
- ② 観光振興に関する施策の基本となる方針等を定め、県民総参加による魅力あふれる観光地づくりを推進します。

これにより

本県経済の持続的な発展、豊かで活力に満ちた地域社会の実現
及び県民生活の向上に寄与します

3 定義（第二条関係）

- ・ 条例において使用する用語の定義について定めます。

4 基本理念（第三条関係）

観光王国みやぎの実現のための取組を実施する際の基本となる考え方を示します。

(1)

- ・ 観光振興に関する県民等の主体的な参加及び取組の尊重
- ・ 県民等、県及び市町村が一体となり、観光客の誘致等を促進

これらの取組は

- ・ 県民が誇りと愛着を感じる地域社会の形成
- ・ 潤いのある県民生活 のために重要であることを認識する

- (2) 観光振興のための取組においては、市町村、近隣県等との広域的な連携による取組が重要であること。
- (3) 観光は、幅広く波及効果をもたらす総合産業であり、本県経済にとって重要な役割を果たすこと。
- (4) 観光振興が、交流人口拡大、地域経済活性化及び雇用増大をもたらし、活力に満ちた地域社会の実現に寄与すること。
- (5) 恵まれた地域の持つ魅力について認識し、その情報の共有と魅力の磨き上げ、活用等により観光客の満足度を高める配慮を行うこと。
- (6) おもてなしの心を育み、すべての観光客が、安心して快適に観光を楽しめるように配慮すること。
- (7) 外国人観光客の誘致等において、仙台空港など有する本県が東北地方のゲートウェイとしての機能を果たすことの重要性に配慮すること。
- (8) 地域の生活環境の美化、自然環境の保全並びに良好な景観の保全及び形成を図るとともに、これらの調和に配慮すること。

5 責務等（第四条～第十条関係）

第四条 県の責務

- ① 県は、前条に定める基本理念にのっとり、観光振興に関する施策を総合的に策定し、実施します。
- ② 県は、県民等が観光振興に関する共通の認識を持つことができるよう情報の提供と県民等の取組に対する必要な支援や調整を行います。

第五条 市町村との連携協力

- ・ 県は、市町村が基本理念にのっとり、その地域特性を生かした観光振興に関する計画策定等を支援するとともに、市町村と連携協力して観光振興に関する施策を実施します。

第六条 近隣の県等との連携協力

- ・ 県は、観光振興に関する施策を効果的に実施するため、近隣の県その他の地方公共団体と連携協力します。

第七条 県民の役割

- ① 県民は、観光王国みやぎの実現の意義に対する理解を深めるとともに、地域における観光振興の取組に参画するよう努めます。
- ② 県民は、おもてなしの心を持って、観光客を温かく迎えるよう努めます。

第八条 観光事業者の役割

- ① 観光事業者は、観光客に対し快適な環境及び心のこもったサービスの提供に努めるとともに、地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化に努めます。
- ② 観光事業者は、県及び市町村が実施する観光振興に関する施策に協力するよう努めます。

第九条 観光関係団体の役割

- ① 観光関係団体は、観光関係団体相互の連携を図るよう努めるとともに、観光に関する情報の発信、観光客の誘致、観光振興に寄与する人材の育成及び観光客の受入れ体制の整備に取り組むよう努めます。
- ② 観光関係団体は、県及び市町村が実施する観光振興に関する施策に協力するよう努めます。

第十条 観光客との交流の拡大等

- ・ 県は、観光客と県民との触れ合い及び交流の拡大が推進されるよう配慮するとともに、観光客に対しては、本県の観光資源の保全、創造を図るよう必要な協力を求めます。

施 策 に 関 す る 事 項

6 施策の基本方針（第十一条関係）

県は、次に掲げる基本方針に基づき、施策を積極的に推進します。

- (1) 魅力あふれる観光地づくり、おもてなしの心の向上等の観光王国みやぎの実現のための取組を、県民総参加による運動として進めること。
- (2) 恵まれた自然、歴史、文化、景観、食、温泉その他の観光資源の保全、創造及び活用の取組への支援及び促進を図り、国際競争力及び国内競争力の高い魅力ある観光地の形成を図ること。
- (3) 観光に関する施設の整備、道路の整備、交通機能の充実その他の観光に関する社会基盤の整備を促進すること。
- (4) 観光事業者への必要な情報提供等の支援、観光事業者相互の連携や産業観光など地域産業との連携の促進等により観光産業の競争力を強化し、もって観光事業者の育成及び経営基盤の強化を図ること。
- (5) 観光事業に従事する者等の知識及び能力の向上、観光ボランティア等の育成その他の観光振興に寄与する人材の育成に関する取組を促進すること。
- (6) 大学等が観光振興に寄与する人材の育成等のために実施する教育活動へ協力すること。
- (7) 外国人観光客の受入環境の整備、広域的な連携による取組その他の多様な誘客活動により、海外からの観光客を積極的に誘致し、国際観光の振興及び国際相互交流を促進すること。

- (8) 多様な媒体を活用した国内外への戦略的な観光情報の発信その他の情報発信の充実のために必要な施策を実施すること。
- (9) グリーンツーリズムの更なる推進、スポーツツーリズム、コンテンツツーリズム、ヘルスツーリズム、エコツーリズム等の新しい観光分野の開拓、MICE、映画のロケ地等の誘致及び観光客の受入態勢の整備等の取組を充実すること。
- (10) 県民等が主体となって行う食、文化、音楽、芸術等に関するイベント等との連携を図るとともに、これらのイベント等に対する必要な支援を行うこと。
- (11) 高齢者、障害者及び外国人をはじめすべての観光客が安全に、安心して、快適に観光ができる態勢の整備を促進すること。
- (12) 観光地における生活環境の美化並びに良好な景観の保全及び形成を促進するために必要な支援を行うこと。
- (13) 県民総参加による観光振興に取り組む意識を高めるため、観光に関する広報活動、教育活動等を積極的に実施すること。

7 基本計画（第十二条関係）

- ① 知事は、施策を戦略的かつ積極的に推進し、観光王国みやぎの実現を図るため、前条に掲げる基本方針を踏まえて観光振興に関する基本計画を定めます。
- ② 知事は、基本計画を定めるに当たっては、市町村、県民、観光事業者及び観光関係団体の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、宮城県産業振興審議会に諮問します。
- ③ 知事は、毎年度、基本計画の実施状況を検証し、これを議会に報告するとともに、公表しなければなりません。

8 調査及び分析（第十三条関係）

- ・ 知事は、観光振興に関する施策を効果的に推進し、観光客の満足度を高めるため、統計調査その他の必要な調査及びその分析を行います。

9 観光週間（第十四条関係）

- ① 観光王国みやぎの実現に向けての県民総参加の意識醸成を目的として、観光週間を設けます。
- ② 観光週間は、観光王国みやぎの実現に向けての取組の実施状況を考慮して設定します。

10 表彰等（第十五条関係）

- ・ 知事は、観光王国みやぎの実現に関して特に功績があると認められる県民等に対し、表彰その他の必要な措置を講じます。

11 推進体制の整備等（第十六条関係）

- 県は、観光振興に関する施策を推進するための体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

附 則 に 関 す る 事 項

12 その他（附則関係）

- ① 施行日（附則関係）
平成23年4月1日から施行します。
- ② この条例の施行の際現に策定されているみやぎ観光戦略プランは、第十二条第一項の観光振興基本計画とします。